

発 言 通 告 書

発言者氏名	大村洋子
発言の会議	平成29年 2月27日 本会議
発言の種類	質疑、一般質問、緊急質問、討論、その他
質疑等の方式	一括、一問一答
答弁を求める者	市長、上下水道局長、教育委員会委員長、 教育長

【件名及び発言の要旨】

1 「格差と貧困」について

「アベノミクス」の行き詰まりと破綻は明瞭である。労働者の平均賃金は年収で55万円減少し、日本の貧困率は16.1%となった。子どもの貧困率は16.3%、働きながら生活保護水準以下しか収入のないワーキングプア世帯は就業者世帯全体の9.7%、貯蓄ゼロ世帯は30.9%となった。一方で純金融資産5億円以上の超富裕層における1人当たりの金融資産の平均は13.5億円である。

- (1) このような情勢を受けて市は市民の暮らしを応援する施策こそ第一に取り組むべきである。市長の考えを伺う。
- (2) 予算案の中で、生活困窮世帯の子どもへの学習支援の実施場所を2カ所から3カ所へとふやすことが提案されている。この施策は爆発的に市内の至るところで展開するべきと思うが、市長の考えを伺う。
- (3) 国が全国で始めている子どもの貧困の実態調査を本市も行うべきと思うが、市長の考えを伺う。

2 財政について

- (1) 予算の概要において地方消費税交付金が前年度より 10%以上減となっている理由を伺う。
- (2) 市長は「アベノミクス」について現時点でどのような認識をお持ちか。
- (3) 「横須賀市にはお金がないから」という市民の意見に市長はどのような感想をお持ちか。
- (4) 「選ばれるまち」を掲げ、社会減ゼロを本気で目指すならば、「第2の夕張」のレッテルをみずから剥がし、撤回するべきと思うが、市長の考えを伺う。
- (5) 財政状況の悪化は市民のせいでも、自然現象でもなく、国の地方財源の削減、ひいては国の経済政策の誤りが大きな要因である。国に対してしっかり地方財源の保障を主張するべきである。市長の考えを伺う。

3 旧軍港市転換法の目指す横須賀のまちづくりについて

ことしは市制施行 110 周年に当たる。本市は旧軍港市転換法によって旧軍用財産の転用を受け学校施設、公園、水道施設等を初め企業の工場などもつくられ、それらが戦後の産業基盤となった。旧軍港市転換法は、手法としても理念としてもまさに横須賀にとっての骨幹である。1950 年の市民大会において平和産業港湾都市へと願った当時の市民の思い、先達が描いた理想に今の横須賀は沿っているのか、市政に携わる私たちはそこから逸脱してはいないか、いま一度厳しく自戒せねばならない。

- (1) 2017 年度が始まるに当たり、市長は旧軍港市転換法の精神をどのように捉えているか。改めて伺う。
- (2) ことしの夏には米軍基地にイージス BMD 艦がさらに増隻配備され、14 隻体制となる予定である。これでは本市の基本計画にうたわれている「可能な限りの米軍基地の返還」からますます乖離していくと思われるが、この点について市長はどのようにお考えか。

- (3) オスプレイの危険性について市長はどのようにお考えか。
- (4) 本市も危険なオスプレイの上空飛行に対して今からくぎを刺しておく必要があると思うが、市長はいかがお考えか。
- (5) 米海軍横須賀基地を母港とするイージス艦「アンティータム」の座礁事故について
- ア 油圧作動油約 4,160 リットルが海に流出したことによる海洋、とりわけワカメ等の漁業への影響について、現在までにかかっている内容を示されたい。
- イ 座礁の原因は何か。報告は受けているか。
- ウ 米海軍より再発防止策について受けている報告を示されたい。
- (6) 基本計画重点プログラム市民アンケートについて
- ア 同アンケートにおいて、市民の多くが望んでいる横須賀像と実際の横須賀には大きな隔たりがあり、それが容易には埋まらないという現実が明らかである。この差異に対して市長はどのように受け止めるのか。また、どのような姿勢で対応されるのか。
- イ 2015 年度以降の同アンケートにおいては「現在の都市イメージ」と「望ましい都市イメージ」を問う設問自体が削除されたが、そもそもイメージの隔たりを埋める必要はないとお考えか。
- (7) 観光・集客のイメージと定住のイメージのダブルスタンダードで横須賀を売り出し、市外の人々へアピールする戦略について、どのように総括されているか。
- (8) 今こそ旧軍港市転換法に立ち返り、米軍基地に頼らない横須賀のまちづくりに本腰を入れていくことを真剣に考える時期ではないか。市長の考えを伺う。

4 施設配置適正化計画について

- (1) 天神島ビジターセンターについて

- ア 廃止から一転、存続に方針を変えた経緯を教育長に伺う。
- イ 当初、天神島ビジターセンター廃止の方針が示された経緯を教育長に伺う。
- ウ 財政問題の物差しを当てることを第一義に考えて教育をゆがめることがあってはならないと考えるが、教育長の考えを伺う。

(2) 市民活動サポートセンターについて

この施設は文字どおり、市民協働、住民自治が育まれ発信される場である。地方自治法は第 10 章に「公の施設」を定めている。これは 1963 年以前にはなかったが、新たに第 9 章の財務の中の「営造物」を独立させて章立てし「公の施設」とした経緯がある。それまでは単なる行政財産という概念が強かったが、住民の利用の権利を保障するため「公の施設」という概念に発展した。

- ア 「営造物」から「公の施設」に変わった公共施設の意味について市長はどのようにお考えか。
- イ 市長は自治基本条例の制定や住民自治に重きを置いて市政運営を進める立場だと考える。この認識でよいか。

(3) 坂本コミュニティセンターについて

- ア 廃止の方針が出されている同コミュニティセンターは福祉避難所に指定されているが、代替案は示されているのか。
- イ 市民部、福祉部、市民安全部、財政部の間で連絡調整は十分だったのか。なぜ、施設名まで公表された後に福祉避難所が廃止対象となるようなちぐはぐな実態が浮き彫りとなったのか。

(4) 追浜小学校について

7 年前の追浜地域小学校適正配置検討協議会において、最終意見として現行の 4 校体制を維持することが最善の方策であるとの結論が出ている。施設配置適正化計画について、過去の経緯や地域の方々の思いを十分に酌み尽くして提案されているとお考えか。

(5) 万代会館について

ア 施政方針で市長は廃止ではなく活用の方向に転換を図ることを表明された。この結論について私たちは評価している。しかし、それでは当初の廃止という方針を出された理由は何だったのか。市長に伺う。

イ その市長の方針に対して、教育委員会はどのようなスタンスであったのか。教育長に伺う。

ウ 万代会館は万代トミ夫人の遺志により寄贈されたものであることを踏まえれば、単に施設配置適正化計画に入れ込み画一的に論じること自体が配慮不足であり、道義的に許されないことである。市長は万代会館の扱い方についてどのような所見をお持ちか。

エ 方針転換したとはいえ、寄贈されたものについて安易に廃止の方針を示したことは重大な誤りであり、市長には大いに反省を求めたいと思うが、いかがお考えか。

(6) 施設配置適正化計画は完全にほころびが露呈している。まちづくりのビジョンが希薄なため、市民はあすの横須賀を展望できない。市と市民の間や市内の横断的な連携も希薄である。もっと市民を信頼し、これからの横須賀を一緒につくり上げていくために知恵と力を出していただくという姿勢が必要と思うが、市長はどのようにお考えか。

5 超高齢社会のまちづくりについて

国立社会保障・人口問題研究所によれば 2020 年、横須賀市の人口は約 39 万 1,500 人、高齢化率は 31.4%になると推計され、3 人に 1 人が 65 歳以上となる。本市には 1 万人から 2 万人の高齢独居の方々がいる。ひとり暮らしの方々を多角的に支える施策にもっと重きを置く必要がある。

(1) 本市の市営住宅に入居中の 65 歳以上ひとり暮らし世帯は、1,584 世帯で全体の 35.9%である。一方、市営住宅の中で一番多いのは 5 階建てで全体の 48.8%を占めるが、そのうちエレベーターが設置されている住宅はわずか 7.7%に過ぎない。高齢

者の住居環境の観点から、市営住宅のバリアフリーについて市長はいかがお考えか。

- (2) セルフネグレクトに至る前の段階でのひとり暮らし高齢者を支える施策の研究、実施の必要性について、市長はいかがお考えか。

- (3) 上下水道料金の基本水量について

現在、本市の基本水量は2カ月で20立方メートル、基本料金は3,722円である。

ア 基本水量内に入る世帯は全体の何%にあたり、この割合の推移は過去から見てどのような傾向にあるか。上下水道局長に伺う。

イ 他都市の状況を見ても基本水量は今や2カ月で16立方メートルが圧倒的に主流である。「市民の声」では69歳のひとり暮らしの方から他都市並みにしてほしいという要望が出されている。市長はこの点についていかがお考えか。

ウ 2017年度は新たな上下水道事業の実行計画を作成する時期となっており、局内での検討を実行に移す時だと考える。基本水量を2カ月で16立方メートルに見直し、料金体系改定へ足を踏み出す時と思うが、市長、上下水道局長の考えを伺う。

- (4) 運転免許証の自主返納者に対する施策について研究・検討を経て実施する時期ではないか。市長の考えを伺う。

- (5) 介護保険制度について

ア 昨年1月から総合支援事業が始まり1年が過ぎたが、状況について示されたい。

イ 制度そのものの改正が頻繁にあることで、内容の周知や必要な人への丁寧な対応などが大切と感じている。本市の姿勢を示されたい。

- (6) 超高齢社会の施策の問題をトータルに横断的視野で議論する場が必要である。本市にはそのようなテーブルが用意されているのか。もしないならば、つくる必要があるのではないか。市長の考えを伺う。

6 職員定数と働き方について

本市は行政改革推進を理由に大幅な職員削減を行ってきた。2006年から2013年までの8年間では市民病院の指定管理者への移行も伴い、削減数は681人となった。その後、2014年から今年度までは逆に53人増員している。

- (1) 職員数を減らす際にもふやす際にも「適正化」という言葉が用いられているが、この10年余の行政改革の推移について市長の所見を伺う。
- (2) 消費生活センター非常勤職員によるサービス残業の常態化はどのように改善していくのか。
- (3) 時間外労働について全庁的な調査は行ったのか。結果はどうだったのか。市長に伺う。
- (4) 管理職以外の職員で、この1年間における1カ月当たりの最多時間外労働は177時間ということだか、市長はこれについてどのようにお考えか。
- (5) この時間数は「過労死ライン」の2倍であり、改善策を講じなければならない状況だと感じるが、市長の見解を伺う。
- (6) 管理職職員による時間外労働の実態調査を早急に行い、必要ならば改善策を講じるべきと思うが、市長の見解を伺う。
- (7) 市長は施政方針で「人こそが市政の要」「人づくりこそまちづくりの基本」と述べている。御自身のビジョンを具現化する最も身近な職員の働き方に心を砕くのは上に立つ者の心得だと思うが、市長はいかががお考えか。

7 市をあげて中学校完全給食へ向かう合意形成について

現在、実施方式を決定すべく教育委員会、保護者・栄養教諭・給食調理員・養護教諭・校長・教頭が構成員となっている連絡協議会、市長をトップとした推進本部、関係課長が構成員となっている専門部会、そして議会には特別委員会があり、5つの会議体がそれぞれ会議を重ね、情報共有されて本市の中学校完全給食が作り込まれている。

- (1) 本市の政策において、このようにさまざまな立場の人々が関わって物事が決められるというプロジェクトは余りなかったと思うが、市長はどのような感想をお持ちか。
- (2) 中学校完全給食が管理職職員に与えた影響について、市政のマネジメントやチームワークの観点で市長はどのようにお考えか。
- (3) 本市は施設配置適正化計画において基本的には施設の縮小・統廃合中心の方針を打ち出しているが、中学校完全給食は表面的にはそれに逆行する事業と言える。市民の中には「私には子どもも孫もない」とか「もっと高齢者の施策を優先してほしい」という率直な御意見もある。なぜ、今、中学校完全給食かという本市にとっての動機づけを市民に明確に御理解いただき、本市全体の共通認識にしていくことが大切と思うが、市長はこの点についてどのようなメッセージを出されるのか。

8 教育行政について

- (1) 自衛隊の職場体験学習について

日本政府は2016年11月15日「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」を閣議決定し、安保関連法の具体的な内容である「駆け付け警護」「宿営地共同防護」の新任務を付与した。このように自衛隊の任務が一変した現状を鑑みれば、以前教育長が「他の職業と区別する必要があると捉えてはおりません。」という答弁の事態認識は適正か疑問に思う。

ア 従前どおり本市の中学生を自衛隊の職場体験に参加させてよいか。改めて教育長のご所見を伺う。

イ 自衛隊は合憲か、違憲か、国会においても市井においても長きにわたって紆余曲折論じられてきた。国民的な合意形成の途上にある問題を不問に付して、公教育の場で取り上げてよいか。教育長の考えを伺う。

- (2) 組体操に関して昨年3月にスポーツ庁から「組体操等による事故の防止について」と題した事務連絡が各教育委員会へ発出されている。全国で年間8,000件を超える負傷者が発生し、社

会的な関心も高い。教育長は組体操を実施する意義をどのようにお考えか。

(3) 教育委員会の透明性について

ア 新聞報道され、保護者説明会も行われ、第三者機関である横須賀市いじめ等課題解決専門委員会で調査が行われている事案について教育委員会定例会に報告されていない。この件について、教育委員会委員長の見解を伺う。

イ 教育委員会定例会の議題や報告は誰のどのような判断で上程されるのか。また、この判断は適切だとお考えか。今後の改善の必要性についてもあわせて教育長に伺う。

9 横須賀石炭火力発電所について

(1) 先進国では化石燃料である石炭への投資や融資を排除していくダイベストメントが拡大している。石炭火力発電所が立ち行かなくなったら、地元への経済効果は期待できないと思うが、それでも市長は先行きの不透明な石炭火力を誘致されるのか。また企業等立地促進制度の奨励金交付の対象とされるのか。

(2) 産業界ではパリ協定発効を後ろ向きに捉えるのではなく、新たな産業を生み出すビジネスチャンスと受けとめ、化石燃料から再生可能エネルギーへ転換する取り組みが始まっている。こうした流れを市長はどのように感じるか。

(3) 電力自由化の流れの中で、発電事業者、小売事業者などに厳しい取捨選択が迫られることは必至であり、株式会社JERAの石炭火力でつくり出された電力を本市が購入しないという皮肉な結果にもなりかねない状況だ。これで経済効果が期待できるのか。

(4) 石炭火力を排除したら、発電所は横須賀以外の場所での建設ということになりかねないとの認識は今でも変わらないか。

(5) 石炭火力は環境問題や持続可能な社会の形成に関心が高まっている今日、横須賀の都市イメージを悪くする最たるものとなるのではないか。市長の考えを伺う。

- (6) 市長は施政方針で「粘り強く再稼働をお願いしてきた東京電力横須賀火力発電所では、石炭火力発電所が稼働する予定となっています。」と述べている。この事業は現在、県の環境影響評価審査会で真剣な検討、議論が行われている最中であり、稼働ありきで発言するのは環境影響評価審査会を軽視することになると思うがいかがか。そもそも何のための環境アセスメント制度だとお考えか。あわせて市長に伺う。
- (7) (仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設計画環境影響評価方法書に対する意見を提出するに当たって、市長はなぜ、市の環境審議会へ諮問しなかったのか。
- (8) 環境影響評価配慮書や環境影響評価方法書などの資料は審議会に提出されているのか。
- (9) 市の環境審議会では(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設計画について報告がなされ、審議会委員から使用予定の石炭の性状、質の問題が指摘されたが、こうした貴重な意見が県知事に提出された市長意見には反映されていない。なぜ、意見を反映させなかったのか。
- (10) 資料は縦覧期間が終わると事業者のホームページで見ることができず、縦覧期間であってもダウンロードはできない。本来、できるだけ多くの情報を市民に公開するのが原則であり、市として資料公開を要求すべきと思うが、市長はいかがお考えか。

10 地域防災計画改定案について

- (1) 今回示された改定案は、2011年の東京電力福島第一原発事故の教訓が反映されているとは言い難いと思うが、市長はいかがお考えか。
- (2) 原子力発電所の場合、敷地境界で毎時5マイクロシーベルトの放射能が検知されると半径5キロメートル圏内が避難区域となるが、原子力空母の場合は1キロメートルまでが避難区域である。同じ放射能でありながら、避難区域に差が出る点について、市長の見解を伺う。
- (3) 米軍と本市は防災協定を結んでいるので、ささいなことでも

市に情報が入るということだが、放射能に関しては重要となる情報の速さや確実さは担保されるのか。

- (4) 原子力空母の配備そのものがなければ、済む問題であると考えるが、市長はいかがお考えか。

11 核兵器廃絶について

- (1) 我が国は昨年12月、唯一の被爆国でありながら核兵器禁止条約の交渉開始を求める国連総会の決議に反対の立場をとった。平和首長会議に参加している市長は、この日本政府の態度についてどのように評価されるか。